

特別区がれき処理スキーム（確定版）

（考え方）

災害時がれきについては、一般廃棄物として処理することが原則となっていることから、一義的に特別区及び東京二十三区清掃一部事務組合が連携して処理を担うものとする。

但し、特別区及び東京二十三区清掃一部事務組合の処理能力を超える処理については、東京都に支援を要請するものとする。

【役割分担】

（各区）

- ・家屋の解体と運搬
- ・がれき分別（可燃・不燃・粗大・資源・危険物等）
- ・一次集積場所（住民に身近な場所における仮置き集積場所）の確保
- ・二次集積場所（一次集積場所のがれきを分別・集約する集積所）の確保（都有地等を含む）
- ・三次集積場所（仮設処理施設に併設する破砕等処理直前のがれきを置く集積所）の確保（都有地等を含む）
- ・がれきの収集運搬
- ・がれきの収集運搬に必要な車両、機材等の確保
- ・破砕処理施設への搬出
- ・がれきの資源化及び資源化ルートの確保
- ・仮設の破砕、焼却施設の共同設置
- ・民間産廃業者（破砕、焼却等）とのがれきの搬入調整等のオペレーション

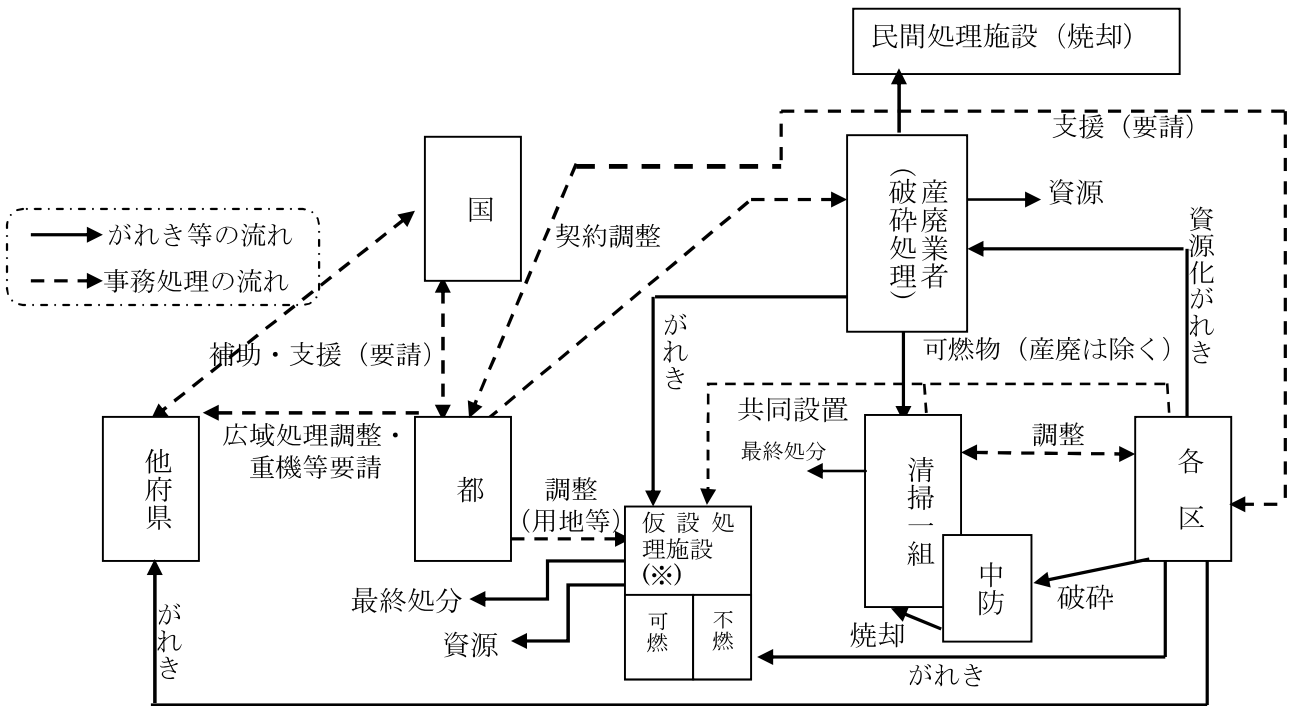
（清掃一組）

- ・破砕処理した可燃性がれきの処理
- ・清掃工場等への搬入調整
- ・仮設の破砕、焼却施設の共同設置
- ・雇上車両の配車調整（清掃協議会担当事務）

（東京都）《【確認】は都区間で一応の確認がとれたもの》

- ・二次集積場所及び三次集積場所の候補地の情報収集と各区への情報提供【環境局：確認】
- ・二次集積場所及び三次集積場所の確保が困難、または処理能力を超えた区に対して二次集積場所及び三次集積場所の調整【環境局：確認】
- ・民間産廃業者（破砕、焼却等）との契約締結の調整【環境局：確認】
- ・特別区の処理能力を超えたがれきの都内での処理調整及び他府県への広域処理調整等による支援【環境局：確認】
- ・重機、車両等の都内での確保調整及び他府県からの調達調整【環境局：確認】
- ・最終処分の調整【総務局、環境局：確認】
- ・がれきの資源化ルートの調整支援【環境局：確認】
- ・仮設処理施設で処理するがれきの資源化支援【環境局：確認】

【処理フロー】



※・・・仮設処理施設整備に関し、中間処理直前のがれきを置く三次集積場を併設する。

特別区災害時し尿処理スキーム（確定版）

（考え方）

特別区は、以下の理由により、し尿処理は下水管等へ直接投入することを原則とし、発災直後から1週間程度までの混乱期と発災から1週間程度以降のフェーズに分けて対応手順を整理する。

- (1) 特別区内は、下水道が整備されていること
- (2) 各区からのバキュームカー（吸上車）需要に対し、迅速な調達見通しが低いこと

【役割分担】

（各区）

- ・マンホールトイレ、簡易トイレの確保
- ・バキュームカー（吸上車）の確保
- ・清掃一組が管理する品川清掃作業所及び民間処理業者へのし尿の搬入
- ・紙おむつ等の可燃ごみの収集、運搬
- ・下水道局水再生センター及び主要管きょの指定マンホールへの直接投入の調整
- ・民間処理業者との処理協定・契約締結の調整及び民間処理業者へのし尿の搬入調整（民間処理業者へのし尿の搬入調整は一組による搬入調整が主）

（清掃一組）

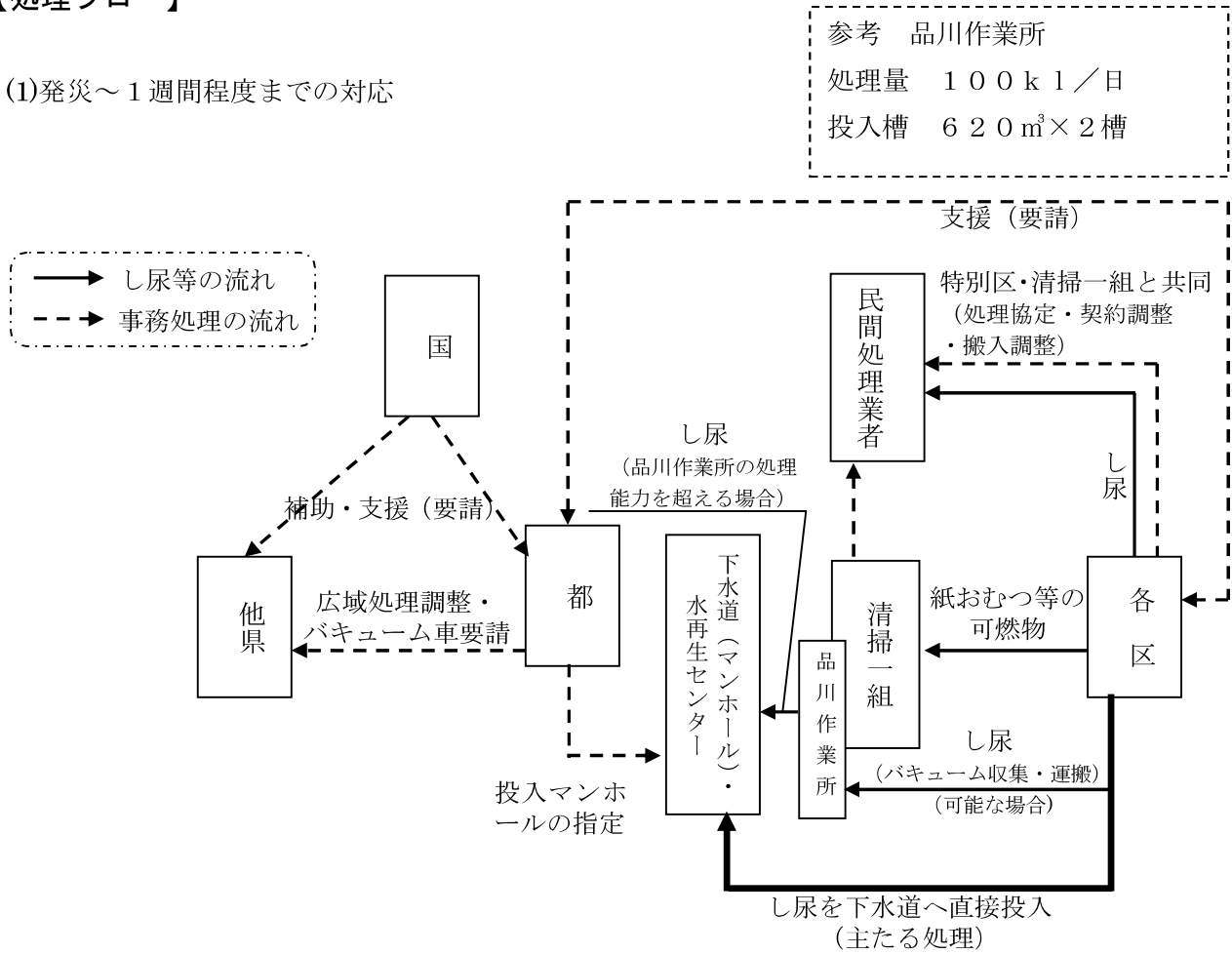
- ・清掃一組が管理する品川清掃作業所へのし尿の搬入調整及び民間処理業者へのし尿の搬入調整
- ・紙おむつ等の可燃ごみの処理（受入れ基準等の課題あり）

（東京都）《【確認】は都区間で一応の確認がとれたもの》

- ・バキュームカー（吸上車）の都内での確保調整及び他県への調達調整【環境局：確認】
- ・下水道局水再生センターでのし尿直接投入受入【下水道局：確認】
- ・下水道直結マンホールトイレ用及び直接投入用マンホールの指定【下水道局：確認】
- ・清掃一組品川清掃作業所の処理能力を超えたし尿に関する都内での処理調整及び他県への広域処理調整【環境局：確認】
- ・下水道施設の応急復旧【下水道局：確認】

【処理フロー】

(1) 発災～1週間程度までの対応



(2) 発災から1週間程度以降の対応

